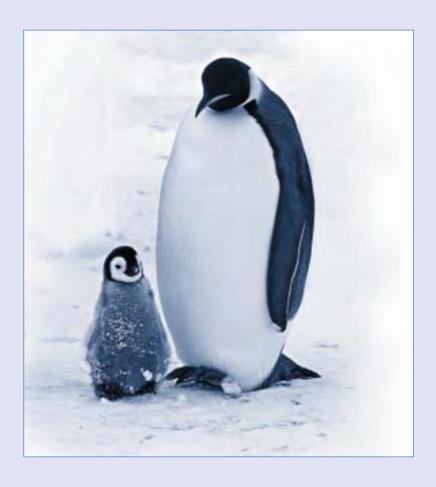


CGL JOURNAL

Conference on Green Logistics in Japan:ロジスティクス環境会議



CONTENTS

改正省エネ法の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	0
改正省エネ法に関しての「Q & A」	6
改正省エネ法に係るこれまでの経過と意見・要望書反映状況・・・・・・・・・・・	7
ロジスティクス環境会議メンバー限定の各種行事報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
ロジスティクス環境会議ホームページのご紹介	A

改正省エネ法の概要

京都議定書の発効等に見られる地球温暖化防止という意識の高まりを受け、省エネ法が改正され、2006年4月1日より施行されます。改正省エネ法では、一定規模以上の輸送事業者、荷主に対し、省エネルギー計画の策定、エネルギー使用量の報告の義務付け等の輸送に係る措置が新たに導入されます。今回、輸送(貨物)の概要についてご紹介いたします。(なお、本ジャーナルは2005年12月26日時点の内容をもとに作成しております)

1.主な概要

1)対象者

- ①荷主…年間輸送トンキロが3,000万トンキロ以上の荷主 企業(法律上、"特定荷主"という。)
- ②輸送事業者…次に掲げる基準以上の輸送能力を有する 事業者(輸送機関毎)(法律上、"特定輸送事業者"という。)
 - ・トラック*1 200台
 - ·鉄道 300両
 - ・海運 総船腹量 2万総トン
 - ・航空 総最大離陸重量*2 9.000トン
 - *1 貨物の輸送の用に供する自動車。
 - *2 最大離陸重量とは、航空機ごとに定められたその航空機の離陸時に設定できる重量の最大値。
 - ※貨物自動車運送事業法といった個別の事業法に基づく 許認可を受けた事業者だけではなく、自家物流を行って いる荷主においても、200台以上のトラックを所有・リー スしていれば、特定輸送事業者としての報告等が必要と なる。

2) 特定荷主、特定輸送事業者が実施すべき事項

・省エネ計画の作成とエネルギー使用量等の定期報告(年1回) ⇒具体的には、政省令及び告示(荷主判断基準、または輸送 事業者判断基準)で記載された事項について行う必要がある。

3) 算定範囲

- ①特定荷主…自社の所有権のある貨物についての物流
- ②輸送事業者…自社所有の輸送機関についての物流

2. 法施行に留意して、 荷主企業が行わなければならない事項

(法施行前)2006年4月までに

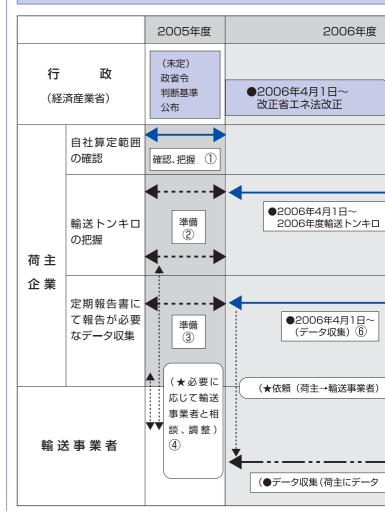
①算定範囲の確認

責任範囲…原則として、自社が所有権を有する範囲(荷主判断基準3 3.1)

自社における輸送の状況(形態)把握し、それぞれについて 自社の算定対象範囲を確認する。また、その際に、輸送手段 等も把握する必要がある。(定期報告書記載事項となる)

- ※事業部あるいは製品ごとに輸送形態が異なる場合は、それぞれについて算定範囲を確認する必要がある。
- ②輸送トンキロの把握準備
 - ①で確認した算定範囲における輸送トンキロの把握方法の検討、確認
- ③定期報告書にて報告が必要となるデータ収集準備
 - ①で確認した算定範囲における定期報告書において報告が 義務付けられている輸送トンキロ、エネルギー使用量等の データの把握方法の検討、体制整備等
- (定期報告書記載事項については、P5をご参照ください。)
- ④輸送事業者との連携等
 - ③で輸送事業者からデータ提供が必要なものについては、

図表 1. 法施行に留意して、荷主企業 (輸送事業者) が行わなければ





データ提供が可能かどうか確認

※荷主判断基準の「4.エネルギー消費量算定方法について」の中で、「荷主、輸送事業者双方の作業負荷等について十分配慮し、荷主や輸送事業者によるデータ提供が可能(現実的に採択可能)な方法を採用することが必要であり、一方の当事者のみの意向に基づくものにならないように、双方が十分な意思疎通を図ることが必要」とされている。したがって、荷主のエネルギー使用量算定に関して、輸送事業者がデータ把握し報告するという法的義務があるわけではない。

(法施行後)2006年4月より

- ⑤輸送トンキロの把握 輸送トンキロを把握する。
- ⑥定期報告書において報告が必要となるデータの把握 特定荷主に指定された場合、2006年度のデータの報告が 必要となるため、特定荷主に該当しそうな場合は把握してお くことが必要となる。
- ②輸送トンキロの届出 年間輸送トンキロ量が3,000万トンキロ以上あった荷主企

業は、経済産業大臣へ届け出る。(様式等、公表され次第、環境会議ホームページでも情報提供いたします。)

特定荷主の指定

の報告を受けて、年間輸送トンキロ量が3,000万トンキロを超える荷主企業は特定荷主として指定される。

定期報告書の作成、提出

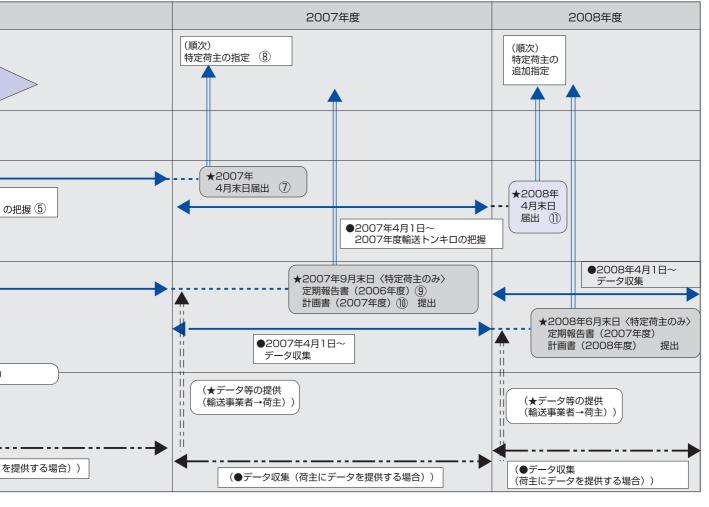
特定荷主は、把握したデータをもとに作成し、提出する。 (※詳細は、P5をご参照ください。)

⑩計画書の作成、提出(計画書フォーマット参照のこと) 計画書の様式に沿って作成し、提出する。 (※詳細は、P5をご参照ください。)

の段階(2006年度)では、輸送トンキロが3,000万未満だったが、2007年度3,000万トンキロ以上の輸送量があった場合)

①輸送トンキロの届出(既に特定荷主に指定された企業は不要) 年間輸送トンキロ量が3,000万トンキロ以上の荷主企業は、 経済産業大臣へ届け出る。

ならない事項とスケジュール



3. 特定荷主に関する「定期報告書」及び「計画書」 記載事項

1) 定期報告書記載事項

- ①輸送量(輸送重量×輸送距離)
- ②エネルギー使用量等

燃料法(→燃料使用量)、

燃費法(→ 燃費、輸送距離)、

改良トンキロ法(輸送重量、輸送距離、(積載率))

※算定方法については、上記3つの方法から、企業が選択できることとなっております。また、複数方法を選択することも可能です。

③ エネルギー使用量と密接な関係を持つ値

例:売上高、輸送コスト、出荷重量等

- ※自社の取扱商品等を勘案して、企業で設定することと なっております。
- ④エネルギー使用に係る原単位(→①÷②で計算)
- ⑤③の値を複数設定した場合の設定方法、及び原単位の設 定方法変更理由
- ⑥原単位の変化状況
- ⑦過去5年度間の原単位が年平均1%以上改善できなかった理由、又は原単位が前年度に比べ改善できなかった場合の理由

※ここでいう年平均とは、相乗平均を意味しております。 具体的には、各年度の原単位をA1、A2、A3、A4、A5と すると、

{(^2/_{A1})×(^3/_{A2})×(^4/_{A3})×(^45/_{A4})}^{1/4}で求めます。 ※右上の[相乗平均について]のコラムをご参照下さい。

- ⑧エネルギー使用の合理化に関する判断基準の遵守状況
- ⑨その他実施した措置

※別表(二酸化炭素の排出に係る事項)

※上記 内の項目の値を把握する必要があります。

※詳細については、ロジスティクス環境会議HPをご参照ください。

2) 計画書記載事項

- ①計画期間
- ②計画内容及びエネルギー使用合理化期待効果
- ③前年度計画書との比較
- ④その他計画に関連する事項
- ※詳細については、ロジスティクス環境会議HPをご参照ください。

相乗平均について

ここでは、相乗平均について、ご説明します。(わかりやすいように、過去3年度間の売上高を例にご説明します。)

例:下図において、年平均売上増加率を求めてみましょう。

年度	A1年度	A2年度	A3年度
売上高(万円)	10万円	20万円	160万円
前年度比		A2/A1 =200%	A3/A2=800%

相乗平均を求めると

 $\{(A2/A1 \times A3/A2)\}^{1/2} = (200\% \times 800\%)^{1/2} = 400\% (*1)$

(確認)初年度(A1年度)の値に、上記で求めた年平均売上 増加率をかけていき、最終年度(A3年度)の値になる か調べてみると、

10万円×400%=40万円

40万円×400%=160万円⇔A3年度の160万円と **一**致する(*2)

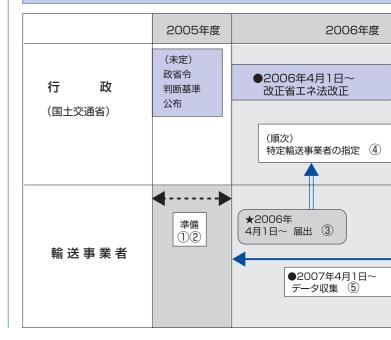
このように、倍率(増加率、減少率等)の平均を求めるときは、相 乗平均を用います。

- (*1):1/2を用いるのは、本文では過去3年度間(前年度比の値の数が A2/A1、A3/A2の2つ)のためである。(今回の改正省エネ法では過去5年度間(前年度比の値の数がA2/A1、A3/A2、A4/A3、A5/A4の4つ)のため、1/4となる。)
- (*2): ルート計算のため、端数まで一致しない場合がある。
- ※ちなみに、われわれが通常用いる平均(相加平均)の式を 用いると、

(200%+800%)÷2=500%となるが、上記確認をすると、 10万円×500%=50万円

50万円×500%=250万円⇔A3年度の160万円と一致 しない。

図表2. 法施行に留意して、輸送事業者が必要となる事項とスケジュ





4. 法施行に留意して、輸送事業者が行わなければならない事項

(法施行前)2006年4月までに

- ①自社が所有・リースするトラック等の台数確認 ※貨物自動車運送事業法といった個別の事業法に基づく許認可を受けた事業者だけではなく、自家物流を行っている荷主においても、200台以上のトラックを所有・リースしていれば、特定輸送事業者としての報告等が必要となる。
- ②定期報告書にて報告が必要となるデータ収集準備 ①に関して、定期報告書において報告が義務付けられているデータの把握方法の検討、体制整備等

(法施行後)2006年4月より

③自社輸送能力の届出

輸送事業者は、2005年度末日時点で、政令で定める基準 ((Pl 1.1)②参照)以上の輸送能力を有しているときは、 国土交通大臣に届け出る。

(届出様式は不明)

ール

- ④特定輸送事業者の指定
 - ③の届出を受けて、基準以上の輸送能力を有している輸送 事業者は特定輸送事業者として指定される。
- ⑤定期報告書作成に必要となるデータの把握

- ⑥定期報告書の作成、提出(定期報告書様式は未定) 特定輸送事業者は、把握したデータをもとに作成し、提出する。
- ⑦計画書の作成、提出(定期報告書様式は未定) 計画書の様式に沿って作成し、提出する。
- (③の段階(2006年3月末日時点)では、基準未満であったが、 2007年3月末日時点で基準以上の輸送能力を所有している場合)
- ⑧自社輸送能力の届出(既に特定輸送事業者に指定された企業は不要)

(報告様式は不明)



